

○五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境
改善センター管理規則

平成18年1月1日

規則第130号

改正 平成21年11月30日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、五泉市村松さくらんど温泉及び農村環境改善センター条例（平成18年五泉市条例第128号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、五泉市村松さくらんど温泉（以下「温泉」という。）及び五泉市村松農村環境改善センター（以下「改善センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日等)

第2条 温泉及び改善センターの休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に休館し、又は休館日及び開館時間を変更することができる。

(1) 休館日 毎月第2木曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規

定する休日に当たるときは、その翌日）、12月31日及び1月1日とする。

(2) 開館時間 午前9時30分から午後9時30分までとする。

(支配人の責務等)

第3条 支配人は、非常勤とし、温泉及び改善センターの管理運営を統括する。

(支配人の委嘱)

第4条 支配人は、市長が委嘱する。

2 支配人の任期は、2年とし、再任することを妨げない。ただし、特別の理由により任期中であってもその職を解くことができる。

(使用の申込み)

第5条 改善センターの使用許可を受けようとする者は、五泉市村松農村環境改善センター使用許可申請書（様式第1号）を事前に市長に提出しなければならない。ただし、使用期日の2か月前のものは受理しない。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった

ときは、原則として申込みの順序により許可するものとする。

2 多目的ホールを除く各室を利用する場合は、5人以上とする。

（使用許可書）

第7条 使用の許可は、五泉市村松農村環境改善センター使用許可書（様式第2号）の交付をもって行うものとする。

2 使用許可を受けた者が改善センターを使用するときは、前項の使用許可書を係員に提示しなければならない。

（使用の変更又は取消し）

第8条 前条第1項の許可を受けた者が、使用の変更又は取消しをしようとするときは、五泉市村松農村環境改善センター使用変更・取消願（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 温泉及び改善センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1） みだりに火気を使用し、又は危険のおそれの

ある行為

(2) 許可を受けずに物品を販売し、又は陳列すること。

(3) 許可を受けずに広告類を提示し、又は配布すること。

(4) 他人の迷惑となる行為

(5) 管理上不適当な行為

(読替規定等)

第10条 条例第11条の規定により、温泉及び改善センターの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条、第4条から第6条まで、第8条及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第5条から第9条までの規定については、第5条の見出し中「使用の申込み」とあるのは「利用の申込み」と、同条中「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用許可申請書」とあるのは「利用許可申請書」と、「使用期日」とあるのは「利用期

日」と、第6条の見出し中「使用の許可」とあるのは「利用の許可」と、第7条の見出し中「使用許可書」とあるのは「利用許可書」と、同条中「使用の許可」とあるのは「利用の許可」と、「使用許可書」とあるのは「利用許可書」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「を使用」とあるのは「を利用」と、第8条（見出しを含む。）中「使用の変更」とあるのは「利用の変更」と、「使用変更」とあるのは「利用変更」と、第9条中「改善センターを使用」とあるのは「改善センターを利用」とする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の村松さくらんど温泉及び村松町農村環境改善センタ

一の管理及び運営に関する規則（平成6年村松町規則第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年11月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

五泉市村松農村環境改善センター使用（利用）許可申請書

年 月 日

五泉市長（指定管理者）

様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり五泉市村松農村環境改善センターを使用（利用）したいので、申請します。

使用（利用） 日 時	年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分まで		
使用（利用） 目 的		予定人員	人
使用（利用） 室 名	1 和 室 研 修 室 1 2 和 室 研 修 室 2 3 和 室 研 修 室 3 4 農 業 情 報 研 修 室 1 5 農 業 情 報 研 修 室 2 6 農 業 情 報 機 器 室 7 多目的ホール		
参 考 事 項 （減免申請）			
使用（利用） 料	円		
減 免 理 由		減免額	円

- （注）
- 1 太枠内は、記入しないでください。
 - 2 使用（利用）時間に遅れる場合は、必ずご連絡ください。
 - 3 連絡なき場合は、取消しを行います。

様式第2号（第7条関係）

五泉市村松農村環境改善センター使用（利用）許可書

年 月 日

様

五泉市長（指定管理者）

印

次のとおり五泉市農村環境改善センターの使用（利用）を許可します。

使用（利用） 日 時	年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分まで		
使用（利用） 目 的		予定人員	人
使用（利用） 室 名	1和室研修室 1 2和室研修室 2 3和室研修室 3 4農業情報研修室 1 5農業情報研修室 2 6農業情報機器室 7多目的ホール		
参 考 事 項 （減免申請）			
使用（利用） 料	円		
減 免 理 由		減免額	円

（注）

- 1 使用（利用）の際は、この許可書を係員に提示してください。
- 2 使用（利用）時間に遅れる場合は、必ずご連絡ください。
- 3 連絡なき場合は、取消しを行います。

様式第3号（第8条関係）

五泉市村松農村環境改善センター使用（利用）変更・取消願

年 月 日

五泉市長（指定管理者）

様

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり五泉市村松農村環境改善センターの使用（利用）の変更・取消しをお願いします。

使用（利用） 日 時	年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜）午前・午後 時 分まで	
使用（利用） 目 的		
変 更 取 消 の 理 由	変 更 前	変 更 後
変 更 取 消 の 内 容	変 更 前	変 更 後
使用（利用） 料	変 更 前	変 更 後
	円	円

（注） 五泉市村松農村環境改善センター使用（利用）許可書を添付すること。